

名護市民間提案制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市のインフラの整備・維持管理・更新、行財政課題の解決に当たり、官民の知恵・ノウハウ・資金等を統合し、より効率的な行政運営を行う為、民間事業者等から幅広く提案を募る公民連携民間提案ワンストップ窓口を設置し、公民連携により「つなぎ、創る・しなやかな未来」を目指していくことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「民間事業者等」とは、株式会社、有限会社、特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人、地縁による団体等であって、提案した事項を適切かつ的確に遂行することができる意思及び能力を有するものをいう。

(提案者の要件)

第3条 市の施策に対して企画提案をしようとする民間事業者等(以下「提案者」という。)は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 個人(個人事業者を除く。)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号等)に基づく再生又は再生手続等を行っている者
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- (6) 名護市指名停止等事務処理要綱(平成20年告示第93号)に基づく指名停止措置を受けている者
- (7) 個人(個人事業者に限る。)又は法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税(市県民税(特別徴収・普通徴収)、法人市民税及び固定資産税)を滞納している者
- (8) 公共性・公平性に問題がある等その他本市が連携を行うにあたりふさわしくないと判断した者

(募集する企画提案)

第4条 募集する企画提案は、市民サービスの向上、市の業務の効率化及び公共施設等の維持管理に要する経費の削減等を図る提案とする。

(企画提案の対象となる事務事業)

第5条 提案者は、民間の活力を生かした企画提案について、市長に随時提案をすることができる。ただし、市長が特に必要と認める事項について募集したときは、その募集期間内に限り提案をすることができるものとする。

(情報の提供)

第6条 市長は、提案事業に関する情報を提供するため、事業概要の公表その他必要な措置を講じるものとする。

(事前対話)

第7条 提案者は、提案の事前対話を希望するときは、名護市民間提案制度事前対話申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(企画提案の提出)

第8条 提案者は、名護市民間提案制度申込書兼誓約書(様式第2号。以下「申込書」という。)に次に掲げる書類を添えて、郵送又は持参により市長に提出するものとする。

- (1) 会社概要表(様式第3号)

(2) 役員等一覧（様式第4号）

(3) 提案書（様式第5号）

（申込みの辞退）

第9条 申込みを辞退する場合は、名護市民間提案制度辞退届（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（企画提案の事前審査等）

第10条 市長は、提案者からの企画提案について、事前審査を行い、受理したときは、その旨を提案者へ名護市民間提案制度受理通知書（様式第7号）により通知しなければならない。

2 市長は、企画提案が次の各号のいずれかに該当し、受理することができないと判断したときは、その旨を提案者へ名護市民間提案制度不受理通知書（様式第8号）により通知しなければならない。

- (1) 本市が実施している事業そのものを廃止する提案
- (2) 法令に反するものと認められる提案
- (3) 単に自社製品のあっせんを求めていると認められる提案
- (4) その他市長が特に認められないとする提案

（企画提案の審査等）

第11条 市長は、前条第1項の規定により企画提案を受理したときは、提案者から提案内容を聴き取り、企画提案に対する本市の意見を付して、名護市民間提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴くものとする。

2 審査委員会は、申込書、会社概要表、役員等一覧及び提案書等に基づき、企画提案の実施の適否等を検討し、その結果を市長へ報告する。

3 企画提案を検討するに当たっての主な観点は、次のとおりとする。

- (1) 民間企業等のアイデア及びノウハウの活用
- (2) 市民サービスの質の向上
- (3) 市の業務効率化への効果
- (4) 法令等による制限の有無
- (5) 行政責任の担保
- (6) 提供する市民サービスの安定性
- (7) 前各号に掲げるもののほか、個別の事情に応じて考慮すべき事項

4 市長は、企画提案に関する審査結果について、名護市民間提案制度審査結果通知書（様式第9号）により、提案者に通知する。

（組織）

第12条 審査委員会は、次の表のとおり構成する。

区分	役職等	任期
審査委員長	政策推進課長	その役職に在任する期間
審査副委員長	企画政策課長	
審査委員	総務部総務課長	
	財政課長	
	商工・企業誘致課長	
	市民総務室長	
	社会福祉課長	
	子育て支援課長	
	農業政策課長	

	都市計画課長	
	経営課長	
	教育委員会総務課長	

- 2 審査委員長は、審査委員会を代表し、審査委員会を総理する。
- 3 審査副委員長は、審査委員長を補佐し、審査委員長に事故あるとき、又は審査委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 審査委員会は、必要に応じて審査委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(事業の実施が適当であると判断された企画提案の取扱い)

第 13 条 市長は、審査委員会において実施が適当であると判断された企画提案について、実施するように努めなければならない。

(企画提案の概要等の公表)

第 14 条 市長は、提出された企画提案の名称、概要及び市の検討結果を公表するものとする。

(費用負担)

第 15 条 この要綱に基づく提案による一切の経費等は、提案者の負担とする。

(補足)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和 4 年 4 月 1 日告示第 98 号)

この要綱は、告示の日から施行する。